

様式第12 (第8条関係)

(表)

第 号		契印
後期高齢者医療検査証		
写真	氏名	
	契印	
年 月 日交付		
高浜市長		印

(裏)

- 1 この証は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第137条第2項に規定する後期高齢者医療保険料の徴収に関して、被保険者等に、文書その他の物件の提出又は提示を命じたり、質問したりする場合、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。